

令和3年第4回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和3年12月10日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第135号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の締結について
議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第148号 令和3年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）
議第149号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第3号）
議第150号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 4 出席委員（7名）

1番	姫路 敏君	2番	山田 勉君
3番	大滝 国吉君	4番	菅井 晋一君
5番	尾形 修平君	6番	川村 敏晴君
7番	川崎 健二君		
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（5名）

上村 正朗君	富樫 雅男君	高田 晃君
小杉 武仁君	河村 幸雄君	
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田 敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聡君
農 林 水 産 課 長	稲 垣 秀和君
同課 農業振興室長	中 川 博之君
同課 農業振興室係長	菅 井 学君
同課 林業水産振興室長	伊 藤 幸夫君
同課 林業水産振興室副参事	白 井 信一君
農業委員会事務局長	小 川 良和君
地域経済振興課長	田 中 章穂君
同課 経済振興室副参事	玉 木 善行君
同課 経済振興室係長	鈴 木 清美君
観 光 課 長	永 田 満君
同課 観光交流室長	片 岡 昌幸君
同課 観光交流室係長	船 山 ケイ子君
建 設 課 長	伊与部 善久君

同課整備室長	須貝民雄君
同課整備室副参事	伊藤孝雄君
同課管理室長	本間孝幸君
同課日沿道対策室長	小池一栄君
都市計画課長	大西敏君
同課参事	小野道康君
同課建築住宅室長	浅野宏君
同課都市政策室長	風間貴志君
上下水道課長	山田知行君
同課経営企画室長	長谷部淳君
同課経営企画室主幹	林奈美君
同課経営企画室係長	岩澤千聡君
同課業務室長	東敏之君
同課業務室副参事	斎藤俊則君
同課工事管理室長	小田康隆君
同課工事管理室副参事	菅原和英君
荒川支所産業建設課長	渡邊修君
神林支所産業建設課長	斎藤雄一君
同課産業観光室長	高橋雄大君
朝日支所産業建設課長	加藤泰君
同課産業観光室長	高橋和憲君
山北支所産業建設課長	小田和弘君
総務課行政改革推進室長	五十嵐博君

10 議会事務局職員

局長	長谷部 俊 一
書記	中山 航

(午前10時00分)

委員長(川崎健二君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第135号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の締結についてを議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設課長 おはようございます。建設課であるが、よろしく願いいたす。議第135号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の締結についてのご説明をさせていただく。本案は、桃崎人道橋補修工事委託に関する協定について、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決をお願いするものである。その概要について説明をさせていただく。本協定は、昭和47年に現在のJR羽越本線坂町駅構内北側の線路上に建設された市道藤沢停車場線桃崎人道橋について、経年変化による老朽化によって、令和3年から令和6年までの4か年での補修工事を実施するため、工事の委託協定を締結するものである。委託協定の相手方については、当該人道橋がJRの線路上

に架設されており、補修工事に際しては列車の運転保安上の管理が必要であり、当該鉄道事業者以外では対応ができないことから、東日本旅客鉄道株式会社新潟支社へ委託するものである。また、委託契約金額については2億7,863万2,000円で、工事の発注並びに監理業務、またそれらに伴う事務をお願いすることとなる。なお、委託する補修工事の内容、工程等については議案書につけさせていただいた施行協定書の別紙並びに資料1、2のとおりとなるので、御覧をいただきたいと存じる。簡単だが、以上である。

(質 疑)

- 姫路 敏 これ議会初日でも質疑あって、大体は聞かせていただいたのだけれども、再度ちょっと確認の意味で、そこを通られる方の年間の人数とか、あるいは主立った何かこういうことというのがあれば教えていただきたいのだが。
- 建設 課長 今現在どういう方が利用されているのかということで、1日全体での通行量の調査はしていないが、令和元年の6月5日に朝の6時から午前8時30分まで、いわゆる通勤通学時間帯を目掛けて歩行者の通行量調査をさせていただいている。それで、支所側から駅側に来る方が70名、それから坂町駅側から支所側に行く方が6名ということで、時間帯で76名通っていたということで、当然通られた方は帰りもまたそこを通るということで、想定上150名は朝夕で通るだろうと。それプラス日中も結構な、散歩する方とかいろいろな方通られているので、150から200名の方は利用されているということで考えている。
- 姫路 敏 自転車等を活用して通られる方って、自転車も通られるということだったのだけれども、どのぐらいいらっしゃる。何か統計取ったか。
- 整備 室長 整備室の須貝だ。私のほうからお答えさせていただく。6月5日の調査の際に支所側から駅側のほうに向かっての自転車の通行は6台確認をしている。そして、逆に駅側から支所方面については、利用はゼロであった。以上だ。
- 姫路 敏 今調べによると単発的に1日ぼんと目掛けてというところだと思うのだよね。どっちかという、今後のことをいうとちょっと期間設けて、これはだから何曜日なのか曜日も分からないので、通学通勤ということになればそれなりの曜日なのだろうけれども、全体的にどのぐらいいるかというのを少しスパンを見て考えた、そうなるは大変かな。ちょっとどんなものだろう。
- 建設 課長 その辺については、今後また見ていきたいと思う。この調査やったときに実質上学生さん、小学生、中学生、それとJRを利用される方がどのぐらいいるのだろうということで調査をさせていただいた。今議員がおっしゃるとおり平日と休みでもまた違うのだろうし、あるが、今後の生徒の利用状況も来年度の生徒利用する状況も42人ほどということになっているので、それプラス通勤の方とかを含めれば、また同等のぐらいの人数にはなるのでなかろうかということでは推定しているが、曜日とかによって変わってくる場所もあると思うので、その辺についてはまた今後どこかで調査をしてみたいというふうに考えている。
- 姫路 敏 これはこれでいいのだろうけれども、今後似たようなものどこかにあるのかちょっと分からないのだけれども、例えば通学であれば、バスを回せば、そのバス代掛けることの年間、そしてどのぐらいもつということを出すと、もしかするとここに修繕にかかるよりも格安でできたりする場合もあるし、どういう人たちが使うかによってその考え方も変わってくるのだろうし、でも。分かった。

- 菅井 晋一 協定の金額についてなのだけれども、工事費の概算額調書がその根拠だと思うのだけれども、これは市で積算したものか、それともJRか。
- 建設 課長 これについては、JRさんのほうで積算をいただいている。これJRに関わる国土交通省関係のものについては、国とJRさんの中で協定みたいなものあって、同様の積算をするような形で動いているので、それから、中身についてもJRでないと積算できない部分、運行管理に係る制約とか、そういったものがあるので、その辺も含めてJRさんのほうで積算をいただいている。
- 菅井 晋一 恐らくそういうことだと思うのだけれども、言い方が悪いと言いなかなみたいな、第三者がきちんとこの中身をチェックするような、そういうこと、JRでなければ積算できない部分はそうだろうけれども、何かチェックする機能もあってもいいのかなんていうふうには思うのだけれども、単純な話だけれども。
- 整備 室長 今回の工事費の積算の関係になるけれども、国のほうとJR各社と公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保についての申合せがあって、その中で鉄道工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議というものが設けられて、その中で継続的に意見交換を行うということにしている。その調整会議の中で積算の基準だとかJR側の工事の発注方式だとか、そういったものも調整会議の議題となっているので、そういった点から私どものほうでは透明性の確保が図られているというふうに考えている。
- 菅井 晋一 分かった。そういう世界なのだろうけれども、2億7,000万円という大きな金額なのだが、4年かけるということは、長ければ長いほど経費かかるのかなというふうに、仮設費とかというふうに。そうやってそういう、その中での話だから、これしかないのだろうけれども、しかも人を通しながらの工事というようなことで時間もかかるのかなというふうには思うけれども、そういうもうちょっと詰められないかみたいな、そういう話もできないわけか。
- 建設 課長 おっしゃるようなことについては、当然長くなれば経費もかさむということで、設計も含めた中でコンサルさん、JRの関連のコンサルになるけれども、いろいろと相談させてもらったし、JRのほうとも相談させていただいたのだが、やっぱりJRの場合だと制限かなりあって、特に観光シーズン、5月の連休だとかお盆シーズンだとか、そういったところについてはもう一切工事は駄目だとか、それから停電してやらないといけない工事とかもあったり、それから冬期間については何があるか分からないからある程度制約があるとか、いろんな制約があって、期間的には恐らく2年程度の工事になるかと思うけれども、そういった制約の中で動くしか工事ができないということで、現在4年という形で、準備工も含めてあるけれども、4年間ということになっている。
- 尾形 修平 これかなりの皆様金額だということで注目していると思うのだけれども、今現在かかっている橋自体が鉄骨だよな、あれ。鉄骨だと50年以上経過しているので、内部からの腐食とか、例えばこれを今2億8,000万円近くの金かけて、今後例えば10年、20年という期間は当然だと思うのだけれども、市としてこの先どのぐらいこの人道橋に関して経費を投入して、長もちさせようと思っているのか。今ほら、7号とか見ると、歩道橋なんかは鉄骨の歩道橋かなり撤去されているよね、ここ最近でも。そういう観点はどう思っているのか、ちょっとお願いします。
- 建設 課長 おっしゃるようなこと、本会議のときにも費用対効果という話もあって、うちのほうでもいろいろ検討はさせていただいた。一番にはとにかく利用者があって、利用

者が困らないということが一番の理由ではあるけれども、費用対効果については撤去することも含めて検討はさせていただいたのだが、費用については具体的に幾らというところまでの算定はしていないけれども、造ったときと状況変化で周りに家がもう立ち並んでいて、ラフター、いわゆるクレーンなんかも入れないし、撤去するにも相当の金額がかかるということで、参考までに、金額今ないのだけれども、相当の金額がかかるということでコンサルあたりからもちょっと聞いているので、とにかく補修して、通行できるようにしたほうがいいのだろうと。それから、現在の長寿命化の考え方が100年をもたせるという考え方で、今補修したから、ではこの先100年までもつのかということではなくて、法律の立てつけの考え方で5年に1遍点検をしていって、その中で補修の必要性が出てくればそこにまた補修を加えて、最大100年までもたせるというような考え方を持っているので、それに沿った形で今、今回の人道橋だけではなくて、橋梁の補修、点検等についても進めているところではある。

尾形 修平 先ほど姫路委員からも話出たけれども、市で管理している、道路ではなくて、JRをまたぐ人道橋というのは、ここ以外に俺の考え方ないと思っているのだけれども、あるか、まだ。

建設 課長 もう一橋あって、今坂町駅よりも新潟寄りの烏川という川流れているけれども、その右岸側にもう一つ同じような腰廻1号橋という人道橋あって、それについても橋梁点検という形で点検させていただいているが、今のよりもまだ程度がいいという形で、この次について、そこについては当然また必要性も含めて検討はしないと聞けないと思うが、今のところ今のよりもまだ程度がいいということである。

尾形 修平 ちなみに、これまず随意契約でJRさんに発注するわけだけれども、この工事に関しての瑕疵担保というか、そういうのというはどういう契約になっているのか。

建設 課長 工事を委託して行うわけだから、管理も含めていわゆる軌道内であってやるということなので、当然やっている期間のいわゆる瑕疵等についてはJR側にあるというふうに考えている。詳細は協定の中では含まれていないけれども、実際私どもが工事を出すときにも管理も含めてそこを委託しているということになるので、瑕疵等についてはJR側ということ考えていた。

尾形 修平 今聞いたのは工事期間だけではなくて、工事完了後、例えば何年間とかというものが契約の中に入っているのかどうかということを知りたかったのだ。

建設 課長 その部分については今の協定書の中には入っていないけれども、JRさんも業者に対して委託をしておくとし、その中では当然市が業者に発注するときも瑕疵担保ということで設けてあるので、いわゆる本当に瑕疵があって、事故が起きたときにはその瑕疵担保が執行されるような形になろうかと思う。

姫路 敏 もう一つ、最後に、人数さっきから聞いていると、特定されている人が利用している。これ公共経済学というところちょっと難しい話になってくるのだけれども、皆さんの税金で特定の人だけのために相当なお金を使う場合は、ある意味では利用料金というのの考え方というのをそこに表すこともできるのだよ。例えばどういうことかという、そのまさにそれをやっているのはまほろばの温泉とかきれい館とか、まさにそうだろう。あそこは建物の設置とか全部はみんなの税金で建てているけれども、使う人のために使う人がそこを使うということに対してみて料金を発生している。何でもそうだ。スーパー林道とか全部そう。よくよく考えてみると、ここは私は絶対使いませんという人はこの村上市の中にどれだけいるかということ、相当い

と思うのだ。そこに2億七千、八千万円を突っ込むということになると、もしかすると利用に際してみれば、利用料金を発生させるという考え方もちょっと検討すべき話だとは思うのだ。1回通るのに50円とか、例えば。どうやって取るのかは分からないけれども、全て公共経済学というのはそういうことで成立しているところがあるので、ある意味ではそういうことも念頭に置いて物事をやっぱり考えていかないといけない。道路というのは全部万民のためにあるわけだが、ただ特殊なものというのはそういう部分もあるということを行政の中でもやっぱり今後考えていかないといけないのだろうと、こういうふうに思っている。そういうことを言い出すと、何だけちくさいのだの、どういふのだという話が住民の中から出るけれども、1つはそういう考え方。副市長、分かる、私の言っていること。

副市長 公共の施設であったとしても、受益者負担というのはある部分も実際にあるわけがあるので、そういう原理もあるのだろうというふうに思う。ただ、しかしここは公道という立てつけ、位置づけであると思うので、公道においてそういう通行料的なものを徴収するということがどうなのかということは少し議論のあるところなのではないかなというふうに思うので、今後そのご意見を参考にしながら、少し考えてみたいというふうに思う。

姫路 敏 公道だからできるのだ、逆に言えば。そんな民間のものであれば、民間の人が考えればいい。公道に対して公共経済学、公共のものに対しての考え方の一つということで、大事なことの一つなのだ。それで採算合わせようということではないのだ。それで採算合うわけないだろう、50円もらっても、10円もらっても。そういうことなのだ。

副市長 分かった。勉強させていただきたいと思う。

山田 勉 3億円も額使うわけだが、その中で今1日200人の出入りがあるということになると、年配者、80前後の人がいつも階段上がって、今そういう時代でないのだよね。エレベーターもそういうふうにつけることによって年配者は行けるわけ。そういうあれはないのだよね。こっちのほうで要望はしていない、その中には入っていないのだよね。

建設 課長 今の状況下の中では、言わば老朽化したものを現状の状態で維持するという形で考えていて、確かにおっしゃること、駅なんかにも連絡通路のところにエレベーター等設けてあるのも分かるが、なかなか今回のこの補修工事、いわゆる国のほうの交付金も含めて対応にはちょっとならないということであるので、そういった意図についてはご理解をさせていただきたいというふうに思う。

山田 勉 100年ももつなんていうと、私どももいつまで生きるか分からないけれども、通るときも多分あるかもしれないけれども、そういうときには前向きで市のほうでもそういう要望はやっぱりしたほうがいいと思うのだが、どうなのか。

建設 課長 要望も含めてであるが、今の対象の中ではちょっと対応できないので、今後そういった、そういう手もあるのかどうかも含めて研究させてもらいたいと思う。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第135号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

農林水産課長 おはようございます。それでは、農林水産課所管の公共施設についてご説明させていただきます。議第136号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、資料の26ページを御覧ください。施設名は、イヨボヤ会館、イヨボヤ会館駐車場、イヨボヤ会館公衆便所、三面川休憩所、村上市鮭公園である。指定管理者となる団体は、公益財団法人イヨボヤの里開発公社である。指定管理の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例については、村上市新内水面振興対策事業施設条例及び村上市内水面振興対策事業施設条例である。募集形態は限定指定である。公募によらない理由については、開設当初から維持管理してきた実績があり、施設の設置目的である内水面漁業関係者及び遊漁者の利用並びに住民等の観覧の推進を的確に運営していることが理由である。指定期間における指定管理料については、5年間で2億8,371万2,000円が限度額である。選定委員会の答申・意見については、更新内容について、了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上だ。

（質疑）

姫路 敏 その前にあれだが、このイヨボヤの里開発公社の理事長が市長になっているけれども、これよかったのだから。いいから書いてあるかもしれないのだけれども、これどうなのだ。市に要求してくる相手が市長だ、はっきり言って。どういうものだろうな。前たしか理事長替えた時期もあったと思うのだが、そういうの分かる人いるか。

副市長 理事長を替えた時代があったかどうかはちょっと記憶にないけれども、以前市とイヨボヤの里開発公社との契約において、同じ代表名義だとやはりいかなものかというようなことで、今現在は副市長とイヨボヤの里公社理事長、市長名という形での文書上の区別というか、それはしている。

姫路 敏 前に、イヨボヤの開発公社の評議員に議員がどんどん入っていたのだ。それも、それは法律上よくないということで、外した。あと、理事の中にも行政側から3割以上行かないように調整しているはずなのだ。そのときに理事長も市長だとまずいだろうということで、加藤組の社長か何かなっていた時期があるのだ、たしか。旧村上市の時代だ。そうやって切り替えたのだ。いつの間にかまたこうなって、合併してからかな、もしかして。替わって、元に戻っている。そのまま来ているのだけれども、確かに今副市長言うように、契約の相手として見れば、契約書に記載されるのは副市長とか、そういった名前になっているというのは、やっぱり何かそういう部分で言うと、法律の穴をというか、目を法律の谷間をくぐりながらものしているようにしか見えないものね、そういうことをすること自体があまりよくないとかということであれば。これは今後、今はもうこれ出ているので、これはこれととして、ちょっともう少しそこら辺考えて、これでいいのかどうかも含めて。別に市長でな

くても、副市長で今後ずっといくということになれば、それはそれで私は全然構わないと思うのだが、どうなのだろう、その辺。ちょっと検討してみてもいいのではないか。

副市長 法律上どういうふうになっているのかということについては確認をしてみたいというふうに思う。なお、今この開発公社、本当によくやっていただいているし、いろんなアイデアを出しながら運営に当たっていただいているという点では、非常に効果が上がっているというふうに思う。なお、また市長の、いわゆる理事長のリーダーシップというのもやっぱり大切な運営上のことにもなっているのかなというふうにも思うので、そこら辺のことも含めて研究してみたいというふうに思う。

姫路 敏 何でもそうだけれども、民間でも社長というポジションが非常に従業員のモチベーションも上げるし、やっぱりそういうところというのはあると思うのだ。市長が社長だと、では上がらないのかということではないのだけれども、実に言うに直接的に関係して、一緒にやっていこうといったときに、やっぱり予算が絡んでくる、どうしても。そうすると、やっぱりお手盛りと言われてもしょうがなくなってくるのだ、これ、実際のところ。イヨボヤの里開発公社だけが指定管理のところではないので、そうやって考えてみると、ちょっとその辺も含めて考えたほうがいいかなと思ったりもいたす。それはそれとして、あと人件費なのだけれども、初日のときにここと違うところだけれども、人件費の見積りの仕方、これ見ると少しずつ高くなっていった。5年後には2,915万4,000円になっている。来年度は2,798万円になっているけれども、この見積りの根拠というのはどういうふうにしてはじき出したのか、どうやって高くなってきて、経済の物価指数か何かを入れて、その実績に基づいて、それを給与に反映させたのか、面倒くさいことを言うようだけれども、どうなっているの。どうやってそれをはじき出したのか、ここだわね、問題は。

農林水産課長 こちらの資料にある市の積算内訳の部分で人件費についてもそうなのだけれども、指定管理者であるイヨボヤの里開発公社のほうと協議を進めながら見積書のほうを作成していただいて、人件費についてもイヨボヤの里開発公社のほうで村上市職員の給与に関するものに準じて積算したものである。なので、村上市の職員と全く一緒ではないけれども、イヨボヤの里開発公社のほうで独自で使っている人件費のベースアップという部分が反映されているものである。

姫路 敏 では、今すぐではなくてもいいので、これ男子何名、パートさん何人、受付員何人、何々で合計何人、その1か月幾ら、掛けることの1年間でこの積算になった。その積算のやり方をイヨボヤの開発公社とお話ししてできたのであれば、お話ししてやったのだらうし、そうすればその根拠たるものもイヨボヤ開発公社が持っているのだらうし、名前なんか要らないので、男子何名、これ何名、その後でちょっと出してもらいたいのだ。私もいろんな部分で報告で使いたいと思うから、どうか。

農林水産課長 それでは、イヨボヤの里開発公社のほうと相談の上、お示しできる資料であればお示ししたいと思う。

姫路 敏 示してもらいたいわけ。できるできないではなくて、それは示さなければいけないのだ。人件費の積算の内訳ということで、何でこの人件費が、いいかね、令和4年度で2,798万円になっているわけだ。この根拠。鉛筆なめてううんとやって書いたのではないはずなのだ。この人幾ら、この人幾ら、この人幾らでトータル人件費幾ら、この人までは言わないので、その中でちょっと出してもらいたいなど、こういうことなのだ。

副市長 分かった。相談してというのはともかくとしても、市としての積算した内訳があるので、それはお示ししたいというふうに思う。

尾形 修平 これ今回イヨボヤの関係なので、質問させてもらうけれども、以前から私課のほうにも言っているし、建設課のほうにも話しているのだけれども、あそこに通っている道路、園内の園路は農林水産課の管理で、市道になっていないわけだ。あそこに、今こっち側のサケッ子なんていうところは解体して、整理したけれども、整地してあるけれども、隣のうちがなかなか外観的に樹木も道路にはみ出しているし、いろんなごみなんかも道路ではないけれども、道路敷内に出ているわけだ。やっぱり観光施設でああいう状況であると、以前からうまくない、うまくないということで私指摘しているのだけれども、一向に改善される状況にない。あそこ本当にあれだけの観光施設で全国から来ていただいている中で、前回この委員会でもしたけれども、片一方は中川原の住宅、片一方はそのとおりの状況で、観光地としての景観に対しての意識が低いのではないかなと私は感じているのだけれども、その辺いかがか、課長。

農林水産課長 市としても、住民のほうに働きかけは行っている。また、区長さんなどにもお願いしたりしながら、できるだけ改善していけるようお願いはしているのだけれども、なかなか本人のご了承がいただけなくて、今の状況に至っているところである。

尾形 修平 市道なんかだと、道路敷にはみ出ている部分の樹木に関しては切ってもらうということをしていて、それ応じない方にはそれこそ市のほうで切ったりなんかもしているわけだ。だから、住民が応じないからといって投げておくのではなくて、ある程度の強い姿勢を私は示すべきだなと思っているのだ。だから、ああいう状況の中で例えば枝が折れてきて人身事故になった、物損事故になったといっても、誰も責任取れないだろう。取るとすれば市の施設内なのだから、市がしなければならぬわけだ。その辺どう考えているのだろうかかなと思って。

建設 課長 公道の場合、今委員もちょっとおっしゃっていたけれども、いわゆる民地から飛び出ているものについては当然私物というか、私権あるので、勝手に市のほうでは切れないということで、所有者に当たって、まず切ってくださいのお願いをする。ただ、再三お願いしても、なかなかうまくいかない。ただ、危険性がある場合には本人にまた申し上げをして、道路に支障になる部分だけは切らせてくださいということをお願いをして、それでも駄目な場合にはなかなかちょっといかないのだけれども、原則的にはそれを切らせていただいて、支障のないような形では対応させていただく。

尾形 修平 建設課長からそういう話あったけれども、では農水としてそこまでやっているか、今までで。

農林水産課長 すみません。本課としては、そういったところまでしていないのが現状である。

尾形 修平 ぜひ、本当に私この話言ってからもう何年になるので、ある程度実感できるような対策をしてもらいたいなと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

山田 勉 イヨボヤ会館のトイレは直っているか。トイレ閉まらないのだよね。最近も見てきた。

農林水産課長 そういった改善のほうはしている。

山田 勉 やっぱり何人か行って、そういうことか聞かれるものだから、よく見て、完全に閉まるようお願いする。

農林水産課長 すみません。きちんとこちらのほうで管理していきたいと思う。申し訳なかった。

菅井 晋一 27ページのところなのだけれども、申請指定管理料と市の積算と同額なのだけれども、これはやっぱり相談して金額を決めているということなのだよ。

農林水産課長 先ほどもご説明いたしましたが、市のほうとイヨボヤの里開発公社のほうで相談の上、金額のほうを決めていっているということで同額になっている。

菅井 晋一 例えば公募とかになれば、それぞれで違ってくるのかなというふうに思うのだけれども、そういう形のほうがあるべき姿なのかなというふうには思った。ずっと全部そうなのだよ。昨日の市民厚生のは若干金額が多少違ってはいたけれども、今日は全部ぴったり同じなので、あまりにも、適当にやっているわけではないのだろうけれども、もうちょっと緊張感が欲しいかなんていうふうには思った。あと続けてだけれども、総合型スポーツクラブだと、さっき姫路委員がおっしゃったように金額が同じなのだよ、5年間。これはどんどん、どんどんベースアップしているということで、非常に同じ指定管理をしながら、取扱いが全然違うというか、それはどういう根拠でそういうことになっているのだろうか。

副市長 すみません。ちょっと確認いたすので、休会していただけるだろうか。暫時休憩を取っていただきたいと思う。総務のほうと、私も公式な場なので、あやふやなことを申し上げられないので、ちょっと確認してくるので、少し時間をください。

委員長（川崎健二君）休憩を宣する。
（午前10時42分）

委員長（川崎健二君）再開を宣する。
（午前10時54分）

副市長 それでは、総務課行政改革推進室室長からお答えを申し上げたいと思う。よろしく
願います。

行政改革推進室長 有機センターとイヨボヤ会館の人件費の違いというご質問だと・・・
（何事か呼ぶ者あり）

行政改革推進室長 失礼した。イヨボヤ会館の人件費の中身ということだったのだけれども、イヨボヤ会館については市が出資した法人ということで、一般職に準じたような給料表を使っているということがある。それで、定期昇給分も見込んでいて、年々上昇するような形になっている。市が出資している法人ということもあって、イヨボヤ会館については指定管理の際に見込まれる額で積算して、イヨボヤ会館から指定申請書をいただく。イヨボヤの里開発公社については、その性格上、毎年度全額をもって精算するというような形で指定管理の運営を行っていただいているところである。

菅井 晋一 ちょっと違うのだけれども、山北の農林公社は、あれは市が出資したのではないのだったか。やっぱり同じ積算か。

副市長 私、理事長なものだからお答え申し上げるけれども、山北産業振興公社については、市からの金銭的な支援はない。出資金のみであるので、運営については独自の収支の中で業務を行うと。ただし、市からの委託した事業もあるので、それは委託契約に基づいていただいているということになる。

菅井 晋一 歴史もあるし、市が出資した法人という、そういう理由もあるのだろうけれども、ここで言うべきことではないかもしれないけれども、ほかのスポーツクラブとか、

今まで市がやっていたものを、仕事をそういう団体に指定管理で仕事に移管していく姿を考えれば、やっぱりイヨボヤの里の取扱いのように、そういう人件費の考え方を今後検討していただきたいと思う。これは要望だけれども、よその所管のことだけれども。これ以下のシルバー人材センターとかあるけれども、それらはやっぱりイヨボヤの里とはまたちょっと違ってきているわけだよね。以上だ。

姫路 敏

今の説明よく理解できないところも多々あるのだけれども、これから全部指定管理者になると、今度有機センターだのになってくると、人件費全然変わらないでいっているというか、市が出資した施設だろうが何だろうが、人件費というのは今後、今話題になっているのではないかと、日本の人件費は上がらない人件費ということで、考えてみれば行政のほうはそういうことを主導していかなければならない立場なのに、行政が出した積算だというのが5年間人件費の変わらない積算を行政が示しておいて、それで協議していくというのもおかしな話で、行政はやっぱり人件費、だあっと上がって行って、何でこんなに高くなるのかと相手に言われるぐらいに、いや人件費上げなさいと、あなた方というぐらいの主導を持ってやっていくような行政ではないと困るのではと思うのだ。今恐らく、前回もそうだし、あまりそういうところを指摘しなかった我々もいるのかもしれないけれども、今後やっぱり人件費も含めてしっかりとした積算をはじき出して、それでやってもらいたい。指定管理について見れば、この前の火葬場の件もあって、いろいろな部分でやり取りもあると思うけれども、こういうところからゆがんでくる、甘えてくる。しゃべるなよと言われたって、こうなっていればしゃべらなければならない。これはそういうところを含めて考えてもらいたいと思うけれども、どうか。

副市長

イヨボヤの里開発公社以外の指定管理先については、事業費の根拠については後で五十嵐室長から説明申し上げるけれども、今姫路議員からご指摘いただいたように、確かに人件費は年々上がっていくものというふうに捉えてはいる。ただ、指定管理者によっては自主事業を行いながら、それぞれの団体における給与水準の下で適切な人件費を支払うということもあるので、委託業務だけの収入ではない部分もあるということも承知をしていただきたいというふうに思う。それでは、五十嵐室長からも答弁をさせていただく。

行政改革推進室長 人件費の積算のことに關しては、人件費が適当でないのではないかとというようなご指摘があって、以前は市の臨時職員の単価で採用していたような時代もあった。そこら辺を改めて、平成28年度からは厚生労働省の発表している賃金構造基本統計調査を基に、職種に当てはめて今積算しているところである。あわせて、それまで一般管理費ということで本当に人件費の単価だけでお支払いしていたところだったのだけれども、総人件費の5%を追加するような形で人件費を積算しているところであるが、ご指摘の部分についてはこれまでも人件費についてのご意見いただくので、今指定管理全体を見直すという形で作業進めている中で、それらのことについても含めて検討していくというようなことは今ちょっと内部でも話題になっているので、そんなような形で進めていきたいと思う。

姫路 敏

市の補助金を使おうと思って、それは何年間かの収支の予算つくったり私も今回した。そうすると、人件費をやっぱり少し上げていくようなことへの指導もあるわけだ。当然銀行と融資関係で話しすれば、こんなの持っていけば、何考えているのかと言われる。これで融資してくださいと言ったら、この何にも変わっていないで5年間はいどうぞなんて、そんなことなんか、あなた方銀行行ってそういう融資、

1回そういう相談行ってきてみたね。何々あれだという、そんなのないかもしれないけれども、本当細かく指摘されるよ。それだけやっぱり1つの事業が指定管理といえ、いろんな部分で積算してやっていかねばならないのであれば、そうすると逆に言うと何年目からはちょっと指定管理料を増やしてくれという話だってあると思うよ、現実的にはそれを賄おうと思えば。ここから自主事業何年前から入れて、この部分で膨らませながら、こうやっていくとかという話だってあると思う。だから、私の言いたいのは、次のページ、俺言おうかなと思ったら菅井さんが言ってくれたのであれだけれども、イヨボヤだけが人件費上がっている、実際のところ。いろいろ積算しながら考えたのだと思うけれども、この指定管理者の表現されるここでの積算というのは、非常に甘い。完璧に甘いということを行政側も考えていただいて、今後やっぱり指定管理で上げていくときには、その辺まで詰めて話をしていく。指定管理者選定委員会って、かわいそうだけれども、そういうの出てきてもいいのだろうと思うけれども、あまり量があり過ぎて、本来の機能が果たしているのかどうか。私はそうはいかないと、もう充て職みたいになってしまっていてやっているのかなと思うのだ。そういうのであれば、もう指定管理者選定委員会なんか通さずに、行政と指定管理者がタイアップして話し合いて、それで議会に持ってきて、どういう話し合いをしたかを説明すればいけると思うのだ。選定委員会真ん中入って、何の担保にもならないのだ。担保なのだ、そういうのって。指定管理者選定委員会に見せたのだから、そっち聞いてくれなんていうような担保に変わってしまった。そうではなくて、やっぱりここまで真剣に詰めたものを持ってきているのだよという、本当に真剣に考えてもらいたい、そういうことは。お願いするが、どうか。

副市長

選定委員会の在り方については、見直すということで前回も申し上げているように、その作業を進めているところである。なお、また議会からもいろいろご意見があるというふうなことも聞いているので、そういったところも尊重しながら進めていきたいというふうに思う。なお、また今後の指定管理そのものの在り方についても、今議員ご指摘のように見直すべきところは見直しながら、よりよい形で進めていけるように検討させていただきたいというふうに思う。ありがとうございます。

川村 敏晴

私は、一般質問した関係もあるので、1点だけ聞かせていただく。今副市長等から指定管理の在り方を改革、改善していくというふうな、これ今年から5年のスパンで我々手挙げるとスタートするわけだけれども、中途変更、契約変更も、改善をされるという前提の中で、やはり5年後ではなくて、方向転換された場合、変更契約も視野に入れて進めていただきたいと思いますと思うが、いかがか。

副市長

確かに契約は、今の提案申し上げている部分については5年ということであるけれども、途中そういった検討がなされて、議会のご了解をいただければ、それはその段階で契約期間を一旦終了させた上で、さらに新たな考え方に基づいて、契約のし直しということもあろうかというふうに思うので、そこも含めて検討させていただきたいというふうに思う。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第136号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

農林水産課長 議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、指定管理者の資料の29ページを御覧ください。施設名は、神林有機資源リサイクルセンターである。指定管理者となる団体は、農事組合法人かみはやし有機である。指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例については、神林有機資源リサイクルセンター条例である。募集形態は限定指定だ。公募によらない理由については、開設当初から維持管理してきた実績があり、当該施設の事業目的をよく理解し、資源循環リサイクルの構築に向け、有機資源の再利用を行い、農地への有機肥料散布の振興を行い、これまで健全な経営が図られており、地域農業の活性化、循環型農業への貢献や地域雇用に努めていることが理由である。指定期間における指定管理料については、5年間で738万円を限度額としている。選定委員会の答申・意見については、更新内容について了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上だ。

（質疑）

姫路 敏 もう特別あれだけども、この辺もやっぱり積算について見れば、しっかりしてもらいたいなどは思っている。それだけだ。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第137号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

農林水産課長 それでは、議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、資料の31ページを御覧ください。施設名は朝日有機センターである。指定管理者となる団体は、株式会社有機センターあさひである。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例は、朝日有機センター条例である。募集形態は限定指定である。募集によらない理由については、開設当初から維持管理してきた実績があり、当該施設の事業目的を理解し、地域循環型農業を目指し、良質堆肥を生産して、地域農業の活性化などに努めていることが理由である。指定

期間における指定管理料については5年間無償である。選定委員会の答申、意見については、更新内容について了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上だ。

(質 疑)

姫路 敏 朝日のほうは、指定管理料がゼロ円だね。その前の神林というのはそれなりにあるけれども、これはどういうことかな。ちょっとその辺説明してもらえるかな。

朝日支所産業建設課長 朝日の有機センターについては、収入として堆肥の処分量、それと堆肥の販売費用、それと支出に関する経費についてプラス・マイナス・ゼロと、おおむねゼロということで指定管理料がゼロ円というようなことだ。

姫路 敏 神林のほうは月10万円程度か、これ見ると出ているけれども、そうすると全部では施設そのものはあれして、全部あとおまえたちでやってくれと、簡単に言えばそういうことなのかな。どこかが直すとかということを出てきたときというのはどうなるのだ、これ。自分らで全部やるということか。

農林水産課長 施設の修繕などについては、1件50万円までは原則として市のほうで実施するということになっている。

(「逆」と呼ぶ者あり)

農林水産課長 逆か。すみません。指定管理者のほうで50万円まではするということになっていて、それを超えるものについては市で修繕、大規模な修繕については市で行うことになっている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第138号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第139号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（地域経済振興課長 田中章徳君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

地域経済振興課長 それでは、議第139号 公の施設に係る指定管理者の指定については資料の33ページを御覧ください。施設の名称としては村上市勤労者総合福祉センター、通称クリエートと呼ばれている施設である。指定管理者となる団体、公益社団法人村上地域シルバー人材センター、指定の期間については令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間といたしている。根拠条例、また選定までの経緯、公募の理由等については資料のとおりである。選定委員会の答申・意見を踏まえて、当市の判断としては村上市勤労者総合福祉センターをシルバー人材センターに指定管理者として指定するものである。以上である。

(質 疑)

姫路 敏 これシルバー人材センターで行う事業、例えばどこかの草刈り行ってくれとかいう

ようなのをやるよね。そういったようなのの売上げ、支払いというのは、行政のほうには届くのか。それは入っていないよね、ここを見ると。

地域経済振興課長 指定管理の内容については、あくまでこのセンターの管理に携わる者に限定をしているので、シルバー人材センターが全体的に市全体、全域において係る事業は、それはシルバー人材センター側の事業なので、こちらのほうには反映されていない。ということは、支出の部分で人件費ってあるよね。この人件費というのは、どういった部類で出すのか。例えば委託されるよね、どこかに作業が出てきたと。そうすれば、それを采配するスタッフがいるわけだ。それはそこで支払うけれども、それはそこからもらってきたの中で、それも人件費に含めてやるということ。

地域経済振興課長 この中の人件費に含まれるものについては、当然職員としての人件費を算出するほか、施設維持のために修繕等で行われる、シルバー人材センターが、今委員がおっしゃるとおり委託の形で作業委託するような場合については、また違う単価、新潟県の最低賃金等を採用した算出根拠で算出している。

姫路 敏 私の言っているのは、1つの事業あるではないか。例えばどここの草刈りをしてくれと、時間1,500円だよとか1,200円だよとかいろいろ、あそこなら何ぼだよということで、それは作業者に払うわけだろう。でも、作業者に払うのだけれども、その委託したどこかの企業から、掛けること何ぼで3万円ぐらいもらおうと、まず。作業者には全部で払おうと2万円になったと、1万円はもろもろの経費だと思うのだけれども、その中には人件費は入っているのかということ。人件費というのは、スタッフの人件費、作業者ではないよ。

副市長 私からお答えさせていただく。それはまさに自主事業の取組なのだ。要は市民の皆さん方から、あそこを掃除してくれ、草刈りしてくれ、これ自主事業としてシルバー人材センターが行う事業だ。だから、市が指定管理料として払う部分には、そういったのは含まれていない。私が聞いたところによれば、シルバー人材センターは人を派遣して、自主事業として取り組んだ部分の作業料の一定割合を事務手数料としてシルバー人材センターは受け取っているという話は聞く。なので、今積算で申し上げているこの人件費には、あくまでもあそこを管理していただくための人件費であって、それ以外で行っている自主事業についての人件費は、ここには直接的には含まれていないという判断をいただいている。

姫路 敏 私は、そういう話をしているのではないのだ。ここの人件費、いいか、令和4年から令和8年まで人件費上がっていないのだ。だから、言ってくるよ、シルバー人材センターのスタッフに、おまえら5年間給料上がらないよと。何でと。だって、給料上がらないようになっているのだもの。人件費一緒だよ。これは、行政が支払う人件費だろう。私は、自主事業をやれば、やればやるほど、いわゆる事務経費というのはそこからいただけるわけだ。確かに作業員には払う、その事務管理費というのが残るわけだ。その残ったもので人件費も出しているのだろうということを聞いているの。そうすれば、つじつまが合ってくる。いわゆる自主事業が多くやって回っていけば、そこに残るお金が、それも人件費には加えていると、そんなのだろうということを行っている。これ行政が払うお金だけで人件費を賄っているのであれば、あなた方給料上がらないよと。

副市長 すみません。質問の意味をよく捉えていなかった。実態はそのようになっているというふうに承知している。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第139号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第140号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（観光課長 永田 満君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光 課長 それでは、議第140号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。資料の35ページ、36ページを御覧いただきたいと思う。施設の名称は、村上市民ふれあいセンターだ。指定管理者となる団体は、公益財団法人イヨボヤの里開発公社で、指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としている。公募によらない理由といたしては、当該団体は平成8年4月の開館当初から管理業務を受託し、当該施設を熟知しており、修繕、管理も直営で行うなど経費節減に努めながら、適正な管理を行っていることから、これまでの実績を踏まえて、引き続き限定指定するものである。指定管理料については、5年間で3億6,354万4,000円である。なお、選定委員会からは、了承の答申をいただいている。以上、よろしく願います。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第140号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第141号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（観光課長 永田 満君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光 課長 では、議第141号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。資料のほうの37ページ、38ページを御覧いただきたいと思う。施設の名称は、村上市営あらかわゴルフ場だ。指定管理者となる団体は、あらかわゴルフ場運営グループ、代表法人グリーン産業株式会社で、指定期間については令和4年4月1日から令和9年の3月31日までの5年間である。公募によらない理由といたしては、ゴルフ場の主要

設備である芝生の管理について河川敷ゴルフ場の特殊性を熟知していて、専門性を生かした管理により良好な状態を保っているほか、民間のノウハウの活用や経費削減等について十分に認識し、適正な管理を行っていることから、これまでの実績を踏まえて、引き続き公募によらず指定するものである。指定管理料については、5年間で1億4,209万5,000円である。なお、選定委員会からは了承の答申をいただいている。以上、よろしく願いいたす。

(質 疑)

姫路 敏 この事業収入というのは何か。4,787万円とある、令和4年度。それで、5年間同じに変わっていないのだけれども。

観光 課長 事業収入については、ゴルフ場の利用料と、それからレストランの売上げである。姫路 敏 そうやって考えると、例えばさっきのシルバー人材センターもそういうことだよ。いわゆる事業収入というのを入れていって、合わせてやると非常に見やすくなるし、分かりやすくなるのだ、シルバー人材センターがこういった具合で動いているというのが。これは、あらかわのゴルフ場でゴルフの収入もあるし、施設の管理的なところでの施設の管理料も払っているわけだ、これ。そして、そのスタッフは事業収入と管理料と合わせた中でお給料をいただいていると、当たり前だけれども、という算出になっているのだろう、これ。それどうなの。

観光 課長 ゴルフ場については、指定管理施設であるゴルフ場の施設を利用した収入になっている。なので、またクリエートのほうの収入と性質はちょっと若干違うのかとは思う。

姫路 敏 どこが違うの。

観光 課長 シルバーの草刈りとか、そういった業務については、指定管理業務とはまた別の業務であると思う。

姫路 敏 そうすれば、ふれあいセンターはどうなるの。ふれあいセンターにも事業収入をあげなさいよ。何を言いたいかというと、指定管理はシルバー人材センターでもその場所と合わせて指定管理として出しているわけだろう、その施設のは施設の。では、そこを中心にして事業をしているわけだ。その事業はこれだけあって、それだけ人件費で、あとは。事業も一つ出てくるのは、外注費が出てくるだろう、人件費の代わりに、逆に今度してもらったのだから。だから、そういう形でこの指定管理についてみても、指定管理者がどんなふうにして運営をやっているのかというのを明らかにした上で指定管理料というのを算出していく、やっぱりそれは必要なことだと思う。今後だからそれも考えて、今ここでこれをしてはじき出せないというのはできっこない。指定管理者委員会では、そんなことも出てこないのだから、大体そもそも。私が指定管理者委員であれば、徹底してそのことを言うよ。

三田 議長 今これ姫路委員言っているのは、観光課長が今言っているゴルフ場とは全然関係ないのだから、副市長が、クリエートの場合は、クリエートへシルバーさんに委託しているわけだろう。今姫路委員言うのは、シルバーさんの全体の事業は自主事業もいっぱいしているだろうと、だからそこで投入して人件費賄うなりいろんなシルバーとしての見方しているということなので、それは違うということ、明確にシルバーさんにクリエートを委託しているのだから。そのことだけしかさっきの案件にはないわけだ。だから、そこを説明するのは観光課長でなくて、副市長だ。戻って悪いけれども、議案終わっているのに。そうすると、いつまでもそれが残っていくか

- ら、それはきちっと答弁してやりなさい。
- 川崎委員長
副市長 ありがとうございます。
指定管理料の考え方については、いわゆる自主事業の部分をそこに含めて考えるべき部分と、そうではなくて、あくまでもその施設を管理運営していただくために内訳を示すということであるので、その区分を受け止めていただければありがたいというふうに思う。
- 尾形 修平 この支出の委託料、結構金額的に大きいと思うのだけれども、具体的に中身何か、これ。
- 観光 課長 委託料の中身といたしては、賃金のほかに警備業務の委託料だとか施設設備の関係の委託料、それから芝生の管理等の委託料、そういったものが入っている。
- 尾形 修平 警備というのは、夜間警備とかについては分かるけれども、グリーン産業さんと、これ日本建機さんで受けているのだけれども、では直接直営でやっていないということなのか。
- 観光交流室長 早朝とか、あと土日の混雑時、あとレストランの繁忙期用には、職員を直接雇うよりもシルバーさんにその分そのときだけ頼む方があって、そのほうが安く上がるということで、その分が委託として入っている。
- (「で、1,400万」と呼ぶ者あり)
- 観光交流室長 全部ではないのだ。内訳としてそういうものも入っているということだ。先ほど課長言った。
- 尾形 修平 だから、基本となる例えばコースの整備とかは、本来グリーン産業さんの、言ってみて本業であるだろう。その、さっき課長が委託出していると言ったから、それはちょっと違うのではないかと私は思ったものだから、再質問させてもらったわけよ。
- 観光 課長 すみません。先ほど芝生の管理と言ったが、枯れた芝生を処理する委託料の間違いだ。申し訳ない。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第141号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第148号 令和3年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 山田知行君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、上下水道所管分だ。よろしく願いいたす。それでは、議第148号 令和3年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明をさせていただきます。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入において第1款水道事業収益、第1項営業収益に530万円を追加し、第2項営業外収益から2万4,000円を減額し、収益的収入の予算を11億1,441万8,000円とし、支出において第

1 款水道事業費、第 1 項営業費用に1,532万2,000円を追加し、収益的支出の予算を10億9,231万8,000円とするものである。第 3 条は、資本的収入及び支出の補正となる。2 P の記載の支出において、第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費から 9 万 1,000円を減額し、資本的支出の予算を 8 億9,984万6,000円としている。また 1 P にお戻りください。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5 億7,695万 9,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額3,540万4,000円、当年度分損益勘定留保資金 4 億4,463万3,000円、減債積立金2,000万円及び建設改良積立金7,692万 2,000円で補填いたした。補正の主な内容としたは、3 P、4 P の収益的収入及び支出の収入において、1 款 1 項 2 目受託工事収益で消火栓の移設等に係る受託工事収入として530万円を追加し、1 款 2 項 2 目他会計の補助金において、職員人件費の調整により 2 万4,000円の減額をしようとするものである。5 P から 6 P を御覧ください。収益的収入及び支出の支出において、1 款 1 項 1 目原水及び浄水費で50万 9,000円を追加いたした。内容としたは、修繕工事の仮設に伴って、薬剤の消費量が増えたために薬品費を追加するものである。1 款 1 項 2 目配水及び給水費では、532万8,000円を追加いたした。内容としては、職員人件費の調整のほか、施設の老朽化の進行による大規模修繕が多く発生し、予算不足が生じていることから、年度内不足見込額として500万円を追加しようとするものである。1 款 1 項 3 目受託工事費では、消火栓移設工事請負費の不足見込額として530万円を追加いたした。1 款 1 項 4 目総係費では418万5,000円を追加いたした。内容としたは、職員人件費の調整のほか、上下水道事業審議会の委員の報酬と旅費の増額により、下水道事業会計に対する負担金を追加しようとするものである。ページをめくっていただき、7 P から 8 P の資本的収入及び支出の支出において、1 款 1 項 2 目改良事業費において、職員人件費の調整により 9 万1,000円を減額しようとするものである。以上、上水道事業会計補正予算の概要となる。よろしくご審議いただくようお願いいたします。

(質 疑)

菅井 晋一

ちょっと水道会計難しくよく分からないので、聞かせてください。16 P の損益計算書なのだけれども、営業収益、これは水道料だと思うのだが、営業費用で差引き 8,135万5,000円のまず赤字というか、そういうことなのだけれども、水道会計って割といい、黒字なのかなというふうに思っていたのだけれども、黒字なのか。今の料金改定もストップしているとか、そういう影響なのだろうか。普通こういう状態なのだろうか。これを結局、長期前受金か、それをつぎ込んで、最終的に帳尻合わせているみたいな感じだけれども。

経営企画室長 内部留保等に使われる減価償却費があるので、通常この形になっている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第148号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第149号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 山田知行君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

上下水道課長 それでは、続いて議第149号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明をさせていただきます。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入において第1款水道事業収益、第2項営業外収益に13万8,000円を追加し、収益的収入の予算を3億4,285万7,000円とし、支出において第1款水道事業費用、第1項営業費用に歳入同額の13万8,000円を追加し、収益的支出の予算を3億4,285万7,000円とするものである。第3条は、資本的収入及び支出の補正となる。2Pの記載の支出において、第1款資本的支出、第1項建設改良費から4万7,000円を減額し、資本的支出の予算を3億1,269万8,000円としている。また1Pにお戻りください。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,480万9,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額403万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億1,077万6,000円で補填いたしました。補正の主な内容といたしては、3P、4Pの収益的収入及び支出の収入において1款2項1目他会計補助金において、職員人件費の調整により13万8,000円を追加しようとするものだ。次のページの5Pから6Pの収益的収入及び支出の支出において、収入と同額に職員人件費の調整により、1款1項4目総係費に13万8,000円を追加いたしました。ページをめくっていただき、7Pから8Pの資本的収入及び支出の支出において、職員人件費の調整で1款1項1目改良事業費において4万7,000円を減額しようとするものだ。以上、簡易水道事業会計の補正予算の概要となる。よろしくご審議いただくようお願いいたします。

(質疑)

姫路 敏 13万8,000円を職員の給料の調整ということでこれなっているのだけれども、13万8,000円の調整にこれ一般会計から入っているのだから、これ。一般会計から行けるの、繰入れというの。

上下水道課長 後でご説明させていただくけれども、一般会計から入っている。一般会計のほうでも説明させていただくけれども。

姫路 敏 13万8,000円ぐらい一般会計から持ってこないでも、その中でできないのだから。

上下水道課長 こちらのの中身については時間外の手当になっているので、一般会計からの繰入れをお願いしているところである。

菅井 晋一 私も同じような話になって申し訳ないのだが、非常に乱暴な話で申し訳ないのだが、僅かな給与の調整であれば、例えば流用とかそういうことで対応はできないだろうか。こんなわざわざ予算を補正するまでもなく、それできないのか。

上下水道課長 基本的に人件費については、人事異動等とかになった際には、きちんとこういう形で表す、今までも表させていただいていたし、一般会計からの繰入れをお願いしていたところである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第149号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第150号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 山田知行君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

上下水道課長 それでは、議第150号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明をさせていただきます。1Pを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入において第1款下水道事業収益、第1項営業収益に735万1,000円を追加し、第2項営業外収益から729万4,000円を減額し、収益的収入の予算を42億6,355万7,000円とし、支出において第1款下水道事業費用、第1項営業費用から689万円を減額し、収益的支出の予算を42億5,661万円とするものである。第3条は、資本的収入及び支出の補正となる。2Pに記載の支出において、第1款の資本的支出、第1項建設改良費から278万3,000円を減額し、資本的支出の予算を43億9,825万7,000円としている。また1Pにお戻りください。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14億1,373万1,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額4,447万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,319万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金11億7,606万2,000円で補填いたしました。補正の主な内容といたしては、3Pから4Pの収益的収入及び支出の収入において、一般会計からの基準内繰入れである雨水処理に要する費用について、地方公営企業法適用後の財政当局との協議により、額が確定したので、これまでの維持管理費相当額のみ流入に加え資本的相当額を追加することとしたものである。1款1項2目負担金の雨水処理負担金に729万4,000円を追加し、同額を1款2項1目補助金の一般会計繰入金から減額することで、基準外繰入れから基準内繰入れへ変更しようとするものである。続いて、5Pから6Pの収益的収入及び支出の支出において、1款1項5目総係費で689万円を減額いたしました。内容といたしては、職員人件費の調整のほか、先ほど上下水道事業会計においてご説明いたしましたが、上下水道事業審議会委員の報酬と旅費の増額見込み分を追加しようとするものである。1ページをめくっていただき、7Pから8Pの資本的収入及び支出の支出において、1款1項1目の建設事業費において、職員人件費の調整により278万3,000円を減額しようとするものである。以上、下水道事業会計補正予算の概要となる。よろしくご審議いただけるようお願いいたします。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

上下水道課長 すみません。ちょっと1回追加したい事項があるそうなので、お答えさせてもらってもよろしいか。菅井委員の先ほどのやつに対してだけれども。

川崎委員長 どうぞ。

経営企画室長 申し訳ない。先ほどの簡易水道事業での菅井委員からのご質問だけれども、若干言葉が足りなかったので、補足させていただく。当初予算、上水と下水、下水であれば第9条、簡水であれば8条のほうに、職員人件費の流用、こちら認められていないので、原則補正するという方針となっている。以上だ。

上下水道課長 すみません。よろしく願います。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第150号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午前11時54分）